

2013年11月13日

国土交通大臣 太田昭宏様

全日本建設運輸連帯労働組合  
中央執行委員長 菊池 進

## 要 請 書

当組合は、建設、セメント・生コン、トラック労働者を主に組織する産業別労働組合です。

公共工事設計労務単価引き上げの実施状況、および、トラック労働における長時間労働規制に関し、以下の通り要請しますので、速やかに実効ある措置を講じてください。

### 記

#### 1. 新設計労務単価に関して

国交省は、建設労働者の賃金水準適正化のために平成25年度公共工事設計労務単価を全職種平均で前年度比15.1%引き上げる措置をとりました。

しかし、労働者が受け取る賃金水準の改善はすすんでいません。厚労省の毎月勤労統計調査によれば、建設業の現金給与総額の伸び率は2013年4月が1.5%、5月が0.5%、6月3.2%、7月2.6%にすぎません。しかも、内訳をみると、実際は月例賃金がほぼ前年比同額にとどまっていたり、期末手当などの一時金がふえたにすぎないと考えられます。

実際、今年8月、全国建設業協会が各都道府県協会の会員企業30社ずつを無作為抽出した合計1,410社のアンケート調査（回答1,224社）によると、「設計労務単価引き上げを下請業者に支払う下請代金に反映する」と回答した元請業者はわずか23%にすぎませんでした。他方で、「下請業者との交渉結果による」が実に45%、「下請単価は需要と供給により決まるので労務単価と直接連動しない」という回答が27%もありました。

太田国交大臣が直接に業者団体によびかける方法をとっても、その趣旨は業界には徹底されていないといわざるをえません。このような状況がただらとつづけば、労働者の賃金水準適正化を目的にした国のかねの多くが建設業者の赤字穴埋めに使われるのを国交省が黙認することになります。そうせぬために次のような措置を講じてください。

(1) 今年7月に国交省が実施した公共工事労務費調査の結果とフォローアップ相

談ダイヤルの利用状況をあきらかにしてください。

(2) 単価の平成25年度上半期の国の発注工事の総額、発注工事総額に占める積算段階の労務費総額、および、労務費総額の前年同期比の伸び率を公表してください。

また、個別の発注工事の金額、および、各工事に占める積算段階の労務費総額も公表してください。

(3) 国および自治体の発注工事については、各工事ごとに、当該工事の積算に用いた職種別労務単価の金額と当該工事に占める労務単価総額を公表してください。

(4) 建設労働者が設計労務単価と同額の職種別賃金を受け取れるようにするための立法措置を検討してください。

(5) 設計労務単価引き上げについての賃金建設労働者向け啓発資料を早急に作成してください。

## 2. 貨物自動車運送事業者の長時間労働規制について

(1) 高速ツアーバスについては400kmを超す場合のワンマン運行を規制して危険な長時間労働を規制する措置が導入されました。トラック労働についても同様の措置を速やかに検討・実施してください。

(2) 3PL事業方式が急速に広がっていますが、低価格を売りにして輸送、保管、加工一括請負するこの事業方式は低賃金労働と不安定雇用の温床となっており、労働基準法違反の残業代不払いや労働者派遣法違反の事例が後を絶ちません。

たとえば、静岡県トラック協会会長を長く務め、3PL協会会長でもある大須賀正孝氏の株式会社ハマキョウレックス（本社、静岡県浜松市）はその代表格です。大須賀氏は同社の会長ですが、平成23年4月29日付で叙勲（旭日小綬章）を受けていますが、当時、同社はドライバーらに対して労基法に違反するサービス残業をおこなわせていました。そのような人物が、国交省の推薦枠（推薦団体は静岡県トラック協会）で叙勲されるのは筋違いな話です。このような事態を繰り返さぬために、推薦にあたっては労基法違反や労働法令に違反する雇用や長時間労働の有無を調査するようにしてください。

また、大須賀正孝氏には勲章を返上するよう勧告してください。

以上